

## －個室ビデオ店等の定期報告の義務化について－

羽曳野市では、個室ビデオ店及び類似施設〔カラオケボックス、インターネットカフェ、漫画喫茶、テレフォンクラブ〕（以下「個室ビデオ店等」という。）の防火安全対策を強化することを目的として、建築基準法第12条第1項及び第3項の規定に基づき、羽曳野市建築基準法施行細則を改正（平成23年6月1日施行）し、個室ビデオ店等を「特殊建築物」である「遊技場」として位置付け、定期報告の対象として指定しました。

このことにより、個室ビデオ店等の所有者（所有者と管理者が異なる場合においては、管理者。）に、当該建築物及び建築設備について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は国土交通大臣が定める資格を有する者にその状況の調査又は検査をさせて、その結果を特定行政庁へ報告することを義務化しました。

### ◎報告の対象となる建築物

個室ビデオ店等の用途に供する部分の床面積の合計が200㎡を超えるもの

### ◎報告すべき内容

- ①建築物については、敷地・構造・防火・避難・衛生・福祉等に関する事項
- ②建築設備については、機械換気設備・機械排煙設備・非常用の照明装置に関するもの  
※昇降機及び遊戯施設に関するものは除きます。

### ◎報告の時期

- ①建築物については、平成23年6月1日から平成23年12月25日まで  
【※以降、3年ごとの4月1日から12月25日まで】
- ②建築設備については、平成23年6月1日から平成23年12月25日まで  
【※以降、毎年度の4月1日から12月25日まで】

羽曳野市都市開発部建築指導課

TEL：072-958-1111（内線2560・2561）

FAX：072-958-8067

E-MAIL：kenchikushidou@city.habikino.lg.jp